



2016年5月2日

各位

会社名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 百武 鉄雄
(TEL. 03-3340-2111(代))

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）について

当社は、2015年5月8日開催の取締役会決議により、株主の皆さまのご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を決議し、同年6月26日開催の当社第147期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆さまのご承認を頂きました。当該更新された当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の有効期間は、2016年6月28日開催予定の当社第148期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

このたび当社は、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって本プランを更新せずに廃止することを決議しましたので、以下のとおりお知らせします。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として本プランを更新してきました。

この間、当社では、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直し等を進めたほか、2013年3月期を初年度とした5ヵ年の中期ビジョンを推進し、事業ポートフォリオの改革等、今後の成長に向けて取り組んできました。

さらに、2017年3月期を初年度とする新たな中期経営計画を策定し、その実現に向けて新たなスタートを切りました。

当社は、このような状況を踏まえ、本プランの更新について、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、慎重に検討を重ねてきました。その結果、当社における本プランの必要性が相対的に低下したものと判断し、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せずに廃止することを決議しました。

なお、当社は、本プランの非更新（廃止）後も当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対し必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じていきます。

以上